明年度使用小・中学校教科書決る

社会・理科・音楽変る 小学
全部従前通り 中学

新津市教育委員会では明年度使用する市内小・中学校の教科書を決定した。

この決定についてはさきに市校長会と市教育研究協議会に対して、

1　従来使用して来た教科書はなるべく変えない

2　もし変更する場合は理由をはっきりさせ低学年から漸次変更する。

3　市内の各学校は小・中毎に使用する教科書が統一出来るようにする。

という三項を条件にして参考資料の調査方を依頼した。教育委員会はこの答申に基づき慎重に検討を加え、次の通り明年度使用教科書を決定した。変更されたものは止むを得ないもののみであり、又各学校共に大体統一されているが、中学校では地域の状況や教科の性質により、特に職業家庭・国語・社会の各科では異っているものがある。

なお、転入学などで困るときは関係学校か、或は教育委員会へ連絡されたい。

※小学校

1　従来通りのもの
国語（二年生は改訂版で古本使用不可能）ローマ字・習字・算数（但し小合、金津の各校は一年生だけがかわる）図工（金津小だけ全学年変更）地図帳

2　変更されたもの
社会　従来使用してきたものが改訂になり古本使用が不可能になったので、内容を検討の上中教出版社のものを全学年使用することになった。但し小合各校は二年生だけがこの教科書を使用する。金津小は従前通りかわらない。

理科　二葉出版社のものを年次的に変更し三一年度は四年まで用いることになるが、指導上系統を通した計画をつくるため残りの五、六年生も、これに変更される。但し金津小は一年から変更。

音楽　従来使用した教科書が絶版となったので全学年二葉出版社のものに変更する。

※中学校
全部従前通りである。但し、年次的に変更して来たものもあるから学年によっては古本使用が出来ないところがある。

豊作の最後のカギ
早まるな落水の時期

田植時や背作には水の要合いケンカをやる程に高い関心の程度が察せられるが、穂が出て了うと楽々として水管理に気をゆるすのも少くない。

今その最終段階の落水期の問題に直面している豊作最終のカギをあけてみよう。

稲は出穂開花後まず米の長さが伸び、次に巾がひろくなり、続いて厚味も増して二十五日頃になると粒重も最大となる。

急速に行われる肥大成長には、葉や根からの養分と水分の補給によって米粒の転流蓄積が行われる。従ってこの時の天候が悪かったり、水分が切れたりすれば、米粒の充実は悪くなって減収し乳白米や死米が増えて米質は低下する。また穂首イモチやキンカク病にかかる。刈取期まで水をいれておけばみのりが遅れて結果が悪い。そこで落水期は出穂後二十五日とされている。しかしこれは排水の良い田の標準で低湿な排水不良田では早目に排水する事はいうまでもない。従って品種の早中晩で落水の適期は同じではない。しかし一般的に、また用水管理者が無関心に落水の早過ぎた傾向があるが、動力料金管理上の都合等で、用排水管理の共同性の優点を逆にみられることが多い。

これはまことに困ったことで、将来はどうしても稲作本位に改善しなければならない。

そうならなければどんな立派な農政施策も花が咲かないであろう。

特に本年のような早魃の危険多い地帯は賢策を練らなければならない。

次に落水の標準を参考にあげておく。

はつみのり	八月二五日頃
越路早生	八月二七日〃
新七号	八月三一日〃
農林四一号	〃
〃二一号	九月五日〃
やちこがね	〃七日〃
新五号	〃十日〃
農林四三号	〃
農林三六号	〃一八日〃
〃二九号	〃
〃三二号	〃
越後ねばり	八月三〇日〃
平和モチ	〃
糯六号	九月一日〃
〃張糯	九月十四〃〃

但し秋降雨で困る処では晩生種の落水が早目となる。

（農業改良普及事務所）

発明発見技術者表彰
該当者は市へ申出を

本県に適応した県民に寄与する顕著な発明発見その他技術の改良を助長推進するため県では毎年新潟県技術振興条例によって功労者の表彰を行っているが、本年も第六回を来る十一月三日文化の日を期して行うことになり適格者の推せんをすることになったので該当の向は次の事項を市商工課へ申出られたい。

一、申込締切　八月二十日

二、研究事項　イ研究者所属、住所氏名、生年月日、研究略歴　ロ研究題目　ハ研究の場所　ニ研究事項　A研究の具体的内容　B研究の特徴　C研究の開始期及完了期　D研究の既往の経過　E研究の県民に及ぼす効果の状況あるいはその予測の詳細　ホその他参考事項

（商工課）

市身体障害者ハりきる
三面ダムなど見学

市内の身体障害者は去る七月十七日快晴にめぐまれた日曜に身体障害者福祉協会主催・市社会福祉協議会後援で三面ダムの見学を行った。参加人員は約二百人。この日は朝早くから大変のハリキリ方で途中一人の病気もなく岩船神社、乙（キノト）の乙宝寺などを参詣し夕刻無事帰着した。

芥川医院休業

市内山先に開業中の芥川医院は去る七月一日から都合により休業することになった。

市民体育大会
九月四日・一中

市民運動会は合併を記念して市民体育大会とし九月四日一中で。雨天の場合は十一日に変更。

浄水場賑う
水道施設見学の市民

【既報】阿賀野川の河水がきれいな上水道となり市民の口元に入るまでの過程をみて頂きたいと去る七月十七、二十四日の両日曜日に満願寺の水道浄水場を一般に開放したが、第一日目の十七日には帝石関係の一行のほか家族連れの姿も交って同日夕刻までに約四十名が参観、二十四日には約三十名が訪れ、水に対する常識を深め、飲む水になるまでには幾多の金がかかることがわかって、得るところが多かったと来訪者は語っていた。

なお今後も婦人会、各種団体、学校などの視察を歓迎し「水道を知り水を愛して下さるよう」と希望している。（水道課）

市民の声・市のお願い
国保問答（下）
過剰診療は給付しない
特例以外は脱退出来ない国保
市民衛生に医師会積極化

問　この前新潟大学病院に入院した時の医療費を給付されたが、その額は支払総額の三割位だった国保は五割給付というがこの理由について

（七日町　杵鞭）

答　国保給付には合理的かつ経済的な保険診療の基準が定められてあり、その費用の五割を給付することになっている。例えば肺炎の場合にはペニシリンを使用し三十万単位一回の金額は七点八十円というように、ところが大学病院は教育研究の場であり、したがってその治療についても保険診療の基準以外の過剰診療が行われる結果、国保は五割給付であるが基準以外の部分を除外するので三割位になることがある。また大学病院に限らず入院の場合の食費は給付しない。この外に国保と診療契約を結んでいない市外医師にかかった場合も慣行料金として国保診療の基準以上の料金を請求しているところもあるが、その分についても五割給付とならないこともお含み頂きたい。

問　国保を脱退したいがその方法手続をお知らせ願いたい。

（旭町　勝見）

答　国保の脱退は集団的にも個人的にも出来ません。国保は最近強く叫ばれている社会保障制度の重要な中核として扶け合い精神を保険という仕組で市民の健康を守るために行っているものですから市内に居住しているすべての人は国保に入ることが望ましいのです。又法的にも国民健康保険法に基いて市議会が実施を条例で定めているので次に該当する者以外は全部加入し、脱退は出来ないことになっております①健保・共済・船員などの各社会保険の被保険者及びその被扶養者で医療費の全額給付を受けられるもの②生活保護を受けているもの③医師（歯科医を除く）及びその家族④外国人、なお①の方は保険証を提示しその旨を申し出ればよいことになっております。

問　国保は社会保障制度の一環であるというがこれに対しどんな協力をしているか、又明朗な診療体系を作るにはどういう改善を要するか。

（上山谷　TM生）

答　社会保障制度は憲法第二十五条に基いて国民が健康で文化的な最低限度の生活権を確保する立前でしようから国保といわず医療制度が重要な部分であることはいうまでもあるまいと存じます。従って医師が担うべき責務も多々あると思いますが、これは将来出来るであろうところの同制度に譲られると思います。

又医療費体系については厚生省や医師会方面で鋭意研究中と聞いております。質問の主旨とはやや離れますが、市医師会は従来は診療以外の衛生業務に対してやや怠慢の憾があったと考えまして今後は疾病の治療ばかりでなくその予防・環境衛生の改善等に対しても積極的に市民各位に協力し度いと考えて攻究中であります。

（新津市医師会）

☆　☆　☆

昭和29年度 一般合計 特別合計 歳入歳出決算試算表（昭和30.5.31現在）

歳入の部

合計別		予算現額	調定額	収入歩合	収入済額	収入未済額
一般合計	市費	236,151,370円	189,717,482円	95	181,450,703円	8,266,779円
特別合計	水道費	42,544,350	42,254,916	99	42,082,393	172,523
〃	国民健康保険費	29,582,848	31,253,922	95	29,863,498	1,390,424
〃	公益質舗費	3,844,900	4,704,207	85	3,993,117	711,090
〃	建売住宅費	12,648,140	2,946,780	100	2,946,780	0
〃	住民税整理資金費	41,925,230	41,598,643	96	40,068,010	1,530,633
〃	職員恩給費	3,455,760	3,043,027	100	3,043,027	0
合計		370,152,598	315,518,977	98	303,447,528	12,071,449

歳出の部

合計別		予算現額	支出歩合	支出済額	繰越額	不用額
一般合計	市費	236,151,370円	90	212,667,466円	8,191,690円	15,292,214円
特別合計	水道費	42,544,350	92	39,012,187	2,470,010	1,062,153
〃	国民健康保険費	29,582,848	97	28,765,349		817,499
〃	公益質舗費	3,844,900	84	3,231,953		612,947
〃	建売住宅費	12,648,140	21	2,751,192	4,385,460	5,511,488
〃	住民税整理資金費	41,925,230	87	36,463,265		5,461,965
〃	職員恩給費	3,455,760	37	1,289,631		2,166,129
合計		370,152,598	87	324,181,043	15,047,160	30,924,395

歳入歳出比較増減表

合計別		収入済額	支出済額	比較増減	備考
一般合計	市費	181,450,703円	212,667,466円	△31,216,763円	歳計現金不足額
特別合計	水道費	42,082,393	39,012,187	3,070,206	〃 剰乗金
〃	国民健康保険費	29,863,498	28,765,349	1,098,149	〃 〃
〃	公益質舗費	3,993,117	3,231,953	761,164	〃 〃
〃	建売住宅費	2,946,780	2,751,192	195,588	〃 〃
〃	住民税整理資金費	40,068,010	36,463,265	3,604,745	〃 〃
〃	職員恩給費	3,043,027	1,289,631	1,753,396	〃 〃
合計		303,447,528	324,181,043	△20,733,515	〃 不足額

住民登録は生活の基礎

住民登録が行われてから満三年になるが、皆さん登録は済んでおりますか？

住民登録は選挙、入学お米の配給、居住証明、印鑑証明など、私たちの日常生活の基礎となっている制度であるから、まだ登録されてない人はすぐ登録することである。

この制度の最も大切なことはわれわれの異動が正しく住民票に登録され住民票を市役所や市民が常に利用できるものでなければならない。住民票を常に正確なものにしておくためにはいろいろ方法もあろうが、なんと云っても市民の届出の励行によらねばならない。

住所や世帯に異動のあったときは、その都度十四日以内に世帯主から必ずその区域の市役所（支所）へ届け出ることが望まれている。

なお、本市の五月末住民登録人口は、男二万五千七百六名、女二万七千三百四十七名、計五万三千五十三名、世帯数九千四百七十四名である。

〔転入届〕他の市町村から新津市へ住所を変更した場合（十四日以内）

〔転居届〕新津市内で住所を変更した場合（十四日以内）

〔変更届〕世帯主が変った場合、その他届け出てあったことに変更があった場合（十四日以内）

なお、届出（転入届）には転出証明書の添付が必要である。

（戸籍課）